

日本アフリカ学会会則

才1条(名称)

本会は、日本アフリカ学会(JAPANESE ASSOCIATION OF AFRICANISTS)と称する。

才2条(目的)

本会は、アフリカ大陸およびその周辺島嶼の自然・人文・社会についての基礎的な研究および調査を行い、日本におけるアフリカ研究の発展をはかることを目的とする。

才3条(事業)

本会は、前記の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) アフリカ地域の研究および調査。
- (2) 研究発表のための会合(大会、例会など)の開催。
- (3) 機関誌「アフリカ研究」および「アフリカ学会会報」その他の刊行物の発行。
- (4) 内外の関係研究機関との交流。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業。

才4条(支部)

本会は、適当の地に支部をおくことができる。

支部には支部長を置く。支部長は支部に所属する会員の互選により選任される。支部長は支部を代表し、支部の会務を総括する。

才5条(会員)

1. 本会の趣旨に賛同するものを会員とし、これを次の2種類に分ける。

- (1) 正 会 員
- (2) 賛 助 会 員

2. 正会員は、アフリカ地域を研究し、またはこれに関心を有するものであつて、理事会の承認を受けた者とする。

3. 賛助会員は、本会の目的・事業に賛同する法人・団体または特定の個人であつて、理事会が推せんした者とする。
4. 本会の会員は、付則に定めるところの会費を収めなければならない。
5. 会員は、本会の事業に参加し、会誌などの学会刊行物の配布を受けるとができる。
6. 会員で退会しようとするものは、書面により、理由を付して退会届を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。
7. 会員が次の事項に該当した場合は、理事会の審査にもとずき会長の承認をへて除名されることがある。
 - (1) 会費を滞納した場合。
 - (2) 会則に背き、または本会の名誉を傷つける行為のあつた場合。

才6条(役員)

1. 本会に次の役員をおく。

(1) 会	長	1名
(2) 副	会 長	2名以内
(3) 理	事	15名以内(支部長を含む)
(4) 評	議 員	40名以内
(5) 会	計 監 査	2名以内
(6) 顧	問	若干名
2. 役員の出選に関しては、次の各項による。
 - (1) 会長・副会長は、理事のなかから互選によつて定める。
 - (2) 理事は、評議員のなかから互選によつて定める。
 - (3) 評議員は、総会において、正会員のなかから選挙、または推せんによつて定める。
 - (4) 会計監査は、評議員会が推せんする。
 - (5) 顧問は、会長がこれを委嘱する。
3. 役員の任期に関しては、次の各項による。

- (1) 役員任期は2年とし、再任をさまたげない。
 - (2) 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
4. 役員職務に関しては、次の各項による。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、本会を代表する。
 - (3) 理事は、理事会を組織して会務を推進する。
 - (4) 評議員は、評議員会を組織し、必要に応じて会務に関し、理事会に助言を与える。
 - (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。
 - (6) 顧問は、会長の諮問に応ずる。

才7条(総会)

1. 総会は、毎年1回、会長が招集する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、または正会員の $\frac{1}{3}$ 以上から会議の目的とする事項を示し請求のあつたときに開催する。
3. 総会は、正会員をもつて組織し、次の事項を議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 評議員の選出
 - (3) 予算および決算の承認
 - (4) 事業報告
 - (5) 支部設置の承認
 - (6) その他、理事会において、必要と認める事項。
4. 総会は、委任状を含めて、正会員の $\frac{1}{5}$ 以上の出席がなければ成立しない。
5. 総会における議決は、出席者の過半数による。

才8条(会則の変更)

前条才5項の規定にかかわらず、本会則の変更は、理事会または正会員の $\frac{1}{3}$ 以上の提案により、総会出席者の $\frac{2}{3}$ 以上の賛成を得なければなら

ない。

才 9 条 (資 産 お よ び 会 計)

1. 本会の運営ならびに事業は、次の資産によりおこなうものとする。

- (1) 会 費
- (2) 事業にともなり収入
- (3) 寄 付 金 品
- (4) その他の収入

2. 本会の事業年度および会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終了する。

才 1 0 条 (施 行)

この会則は、1965年5月30日より実施する。

(付 則)

1. 本会は本部事務局を東京都におく。当分の間、本部事務局は東京都文京区本郷七丁目 東京大学理学部地理学教室内におく。

2. 本会の事務を処理するために、幹事および書記をおく。

3. 本会の会費は、次の通りとする。なお会費の納入は、毎年 4 月 (新入会員は、入会時) とする。

(1) 正 会 員 年 額 1,500 円

(2) 賛 助 会 員 年 額 1 口 (10,000 円) 以上。

4. 本付則の変更は、理事会の提案により、総会出席者の過半数の賛成を得なければならない。

5. この付則は 1965 年 5 月 30 日より実施する。

以 上